

山陽小野田都市計画道路の変更（山陽小野田市決定）

1 都市計画道路中 3・4・24中央通線他 2 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・24	中央通線	山陽小野田市 大字厚狭 字沖田	山陽小野田市 大字鴨庄 字西寄	山陽小野田市 大字鴨庄 字三ツ又	約680m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所所	
	幅員の内訳		16m			約600m					
			20m			約80m					
	なお、起点に約3,400m ² の駅前広場を設ける。										
	3・4・25	峠山川線	山陽小野田市 大字厚狭 字上ヶ田	山陽小野田市 大字山川 字下津	山陽小野田市 大字鴨庄 字関田	約3,300m	地表式	2車線	16m	JR美祢線と立体交差1箇所 JR山陽本線と立体交差1箇所 山陽新幹線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
	幅員の内訳		12.5m			約620m					
			14.5m			約380m					
			16m			約2,300m					
	3・4・29	大知田野中線	山陽小野田市 桜一丁目	山陽小野田市 大字郡 字丸山	山陽小野田市 大字郡 字一ノ畠田	約1,100m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	
	幅員の内訳		16m			約790m					
18m			約310m								

2 都市計画道路中 3・4・30大沖田下野田線他1路線を廃止する。

幹 線 街 路	3・4・30	大沖田下野田線	山陽小野田市 大字鴨庄 字大沖田	山陽小野田市 大字山川 字汐川	山陽小野田市 大字山川 字東	約1,040m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	廃止
	3・4・31	上河原印行線	山陽小野田市 大字厚狭 字上河原	山陽小野田市 大字鴨庄 字印行	山陽小野田市 大字鴨庄 字関田	約1,430m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	廃止

新旧対照表

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・4・24	中央通線	山陽小野田市 大字厚狭 字沖田	山陽小野田市 大字山川 字東野田	山陽小野田市 大字鴨庄 字西寄	約1,110m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
		幅員の内訳		16m			約1,030m					
				20m			約80m					
		なお、起点に約3,400m ² の駅前広場を設ける。										
新	幹線街路	3・4・24	中央通線	山陽小野田市 大字厚狭 字沖田	山陽小野田市 大字鴨庄 字西寄	山陽小野田市 大字鴨庄 字三ツ又	約680m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
		幅員の内訳		16m			約600m					
				20m			約80m					
		なお、起点に約3,400m ² の駅前広場を設ける。										
旧	幹線街路	3・4・25	峠山川線	山陽小野田市 大字厚狭 字峠	山陽小野田市 大字山川 字下津	山陽小野田市 大字鴨庄 字関田	約4,390m	地表式	2車線	16m	JR美祢線と立体交差1箇所 JR山陽本線と立体交差1箇所 山陽新幹線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差9箇所	
		幅員の内訳		12.5m			約620m					
				14.5m			約380m					
				16m			約3,390m					
新	幹線街路	3・4・25	峠山川線	山陽小野田市 大字厚狭 字上ヶ田	山陽小野田市 大字山川 字下津	山陽小野田市 大字鴨庄 字関田	約3,300m	地表式	2車線	16m	JR美祢線と立体交差1箇所 JR山陽本線と立体交差1箇所 山陽新幹線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
		幅員の内訳		12.5m			約620m					
				14.5m			約380m					
				16m			約2,300m					

[illegible]

理 由

3・4・24 中央通線

本路線は、山陽小野田市大字厚狭字沖田から山陽小野田市大字山川字東野田に至る幹線街路であり、昭和32年に都市計画決定されています。

しかしながら、本路線は、都市計画決定から60年以上が経過しているにも関わらず一部区間は未整備となっており、3・4・25 峠山川線との交差部から終点までの区間については、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、交通機能を担う道路として本区間を整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、峠山川線との交差部から終点までの区間を廃止し、終点を変更するものです。

3・4・25 峠山川線

本路線は、山陽小野田市大字厚狭字峠から山陽小野田市大字山川字下津に至る幹線街路であり、昭和32年に都市計画決定されています。

しかしながら、本路線は、都市計画決定から60年以上が経過しているにも関わらず一部区間は未整備となっております。

起点から3・4・26 杣尻石束線との交差部までの区間および、県道津布田船木線との交差部から本路線三叉路までの区間については、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、交通機能を担う道路として本区間を整備する必要性は低下しています。

また、3・4・24 中央通線の一部廃止、3・4・30 大沖田下野田線および3・4・31 上河原印行線の廃止に伴い、

交差箇所の構造を見直す必要が生じました。

このため、道路計画の見直しを行い、起点から杣尻石束線との交差部までの区間および、県道津布田船木線との交差部から本路線三叉路までの区間を廃止し、起点を変更するとともに、交差箇所の構造を変更するものです。

3・4・29 大知田野中線

本路線は、山陽小野田市桜一丁目から山陽小野田市大字郡字見ノ越に至る幹線街路として、昭和32年に都市計画決定されています。

しかしながら、本路線は、都市計画決定から60年以上が経過しているにも関わらず未整備となっており、3・3・22逢坂大道畑線のランプ交差部から終点までの区間は、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、交通機能を担う道路として本区間を整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、逢坂大道畑線のランプ交差部から終点までの区間を廃止し、終点を変更するものです。

3・4・30 大沖田下野田線

本路線は、山陽小野田市大字鴨庄字大沖田から山陽小野田市大字山川字汐川に至る幹線街路であり、昭和32年に都市計画決定されています。

しかしながら、本路線は、都市計画決定から60年以上が経過しているにも関わらず未整備となっており、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、交通機能を担う道路として本

路線を整備する必要性は低下しています。

このため、都市計画の見直しを行い、本路線を廃止しようとするものです。

3・4・3 1 上河原印行線

本路線は、山陽小野田市大字鴨庄字上河原から山陽小野田市大字鴨庄字印行に至る幹線街路であり、昭和32年に都市計画決定されています。

しかしながら、本路線は、都市計画決定から60年以上が経過しているにも関わらず未整備となっており、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、交通機能を担う道路として本路線を整備する必要性は低下しています。

このため、都市計画の見直しを行い、本路線を廃止しようとするものです。

都市計画の策定の経緯の概要

山陽小野田都市計画道路の変更（山陽小野田市決定）

事 項	時 期	備 考
土 木 建 築 部 長 事 前 協 議	令和 7 年 1 月 3 1 日	公述申出書がなかったため、非開催
説 明 会	令和 7 年 2 月 1 8 日	
公 聴 会	令和 7 年 3 月 4 日	
計 画 案 の 縦 覧	令和 7 年 6 月 2 日 から 6 月 1 6 日	
山 陽 小 野 田 市 都 市 計 画 審 議 会	令和 7 年 7 月 上 旬（予定）	
知 事 協 議	令和 7 年 7 月 中 旬（予定）	
決 定 告 示	令和 7 年 7 月 下 旬（予定）	